新制服事業者選定プロポーザル実施要領

1 件名

「新制服事業者選定プロポーザル」

2 目的

この要領は、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、令和11年4月の潮来市中学校一校化に伴う新たな制服等の制作等を行う事業者を選定するために必要な事項を定める。

本件においては、生徒が着用する新制服の企画提案及び制作・販売等を、特定の事業者に選定することにより、市内販売店と連携を図り、販売の効率化と保護者・生徒の利便性向上に寄与することを目的とします。

本件の実施にあたり、価格や導入実績だけでなく、生産・納品体制やアフターフォローなどについて、総合的に判断して最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式で選定を行うものとなります。なお、本プロポーザルで選定された事業者は、今後設置される制服検討委員会と共同して新制服の企画・制作・販売等について実施していくものとします。

3 本プロポーザル関係書類

（様式1）参加申込書
（様式2）誓約書
（様式3）業務実績確認書
（様式4）プロポーザルに関する質問書
（様式5）プロポーザル参加辞退届

4 参加資格

本プロポーザルの参加者（以下「参加者」という。）は、次の要件をすべて満たしているものとします。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
（2）地方自治法施行令第167条の4第2項に基づく、潮来市の入札参加の制限を受けていないこと。
（3）暴力団員による不当な行為を防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団でなく、かつ、その役員が茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36条）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
（4）契約締結の日までの間において、茨城県建設工事等請負業務指名停止措置要領（平成6年7月14日付監第692号）、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準又は潮来市において、指名停止等の措置を受けていないこと。
（5）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく、更生手続開始の申立て又は民事再生法（兵士枝11年法律第225号）に基づく、再生手続開始の申立てをしていないこと。ただし、申立てをしている場合であっても、更生手続開始決定後又は再生手続開始決定後に、潮来市が一般競争入札参加資格の再認定をしたときは、この限りではない。
（6）国税及び地方税を滞納していないこと。
（7）宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。
（8）特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。

(9)その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。
(10)業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤(組織、人員、体制、資金及び資金等の管理能力、技術能力を含む)を有していること。
(11)提案する内容にあっては、他市等での実績があること。
(12)提案する内容については、関係する法令の定めに従い、業務を滞りなく実施できること。

5 参加者の失格

参加者が次のいずれかに該当する場合は無効、失格とする。
(1)参加資格要件を満たさないことが判明した場合
(2)契約締結までに参加資格要件を満たさなくなった場合
(3)提出書類に虚偽の記載があった場合
(4)審査の公平性を害する行為があったと認められる場合
(5)前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

6 スケジュール

内容	期日等
プロポーザル実施要領等の公表	令和8年11月16日(月)[潮来市 HP]
質問受付期間	令和8年11月16日(月)から 令和8年11月26日(木)まで
質問回答日	令和8年11月27日(金)
参加申込書類及び提案書類提出	令和8年11月30日(月)から 令和8年12月16日(水)まで(必着)
プレゼンテーション審査	令和8年12月21日(月) ※時間・会場は別途通知します。
結果通知	令和8年12月24日(木)
業務内容の協議	令和8年12月24日(木)から 令和9年1月15日(金)まで

7 質問受付及び回答等

(1)質問の受付

ア 質問方法

(ア)本プロポーザルに関する質問がある場合は、プロポーザルに関する質問書(様式5)に内容を記載のうえ、提出すること。
(イ)提出方法は、持参、郵送、メール又はファックスのいずれかの方法によるものとする。
(ウ)質問書を提出する場合は、郵送、メール又はファックスの発送・送信後に電話にて必ず到達確認を行うこと。

イ 受付期間

令和8年11月16日(月)から令和8年11月26日(木)まで

(2)質問の回答

質問に対する回答は、令和8年11月27日(金)に、潮来市ホームページに公表して回答します。

(3)その他

ア　受付期限までに到着しなかった質問及び口頭による質問については、いかなる場合であっても回答しない。

イ　質問に対して行った回答は、本プロポーザルに係る実施要領及び関係書類の内容の追加記載及び修正したものとみなす。

ウ　質問書を提出していない場合であっても、他事業者からの質問に対して回答している場合があるので注意すること。

8　参加申込方法

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、次のとおり参加申込書類を提出すること。

参加申込書類の提出は、持参または郵送によるものとする。なお、郵送の場合は、必ず電話で郵送した旨を連絡すること。

(1)参加申込書の提出期間

令和8年11月30日(月)から令和8年12月16日(水)まで(必着)

※なお、持参の受付時間は、閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(2)参加申込書類一覧

No.	書類の種別	様式	部数	留意事項・内容等
1	参加申込書	1	原本1部	代表者印を押印すること。
2	誓約書	2	原本1部	代表者印を押印すること。
3	業務体制表	-	1部	任意の様式により作成すること。代表者、連絡窓口などが分かる内容とすること。
4	業務実績確認書	3	1部	本業務に関連する事業の実績を有する場合は概要を記載すること。

11　提案書類の提出

参加申込みに際して、提案(プレゼンテーション)に係る書類を次のとおり提出すること。提案に伴う書類の提出は、持参又は郵送によるものとする。なお、郵送の場合は、必ず電話において、郵送した旨を連絡すること。

(1)提案に伴う書類の提出期間

令和8年11月30日(月)から令和8年12月16日(水)まで(必着)

※なお、提出の受付時間は、閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

No.	書類の種別	数	留意事項・内容等
1	企画提案書	10部	12により後述する内容を考慮し作成すること。(任意様式)
2	参考資料	10部	企画提案書の内容を補足する資料がある場合は用意すること。

(2)制服サンプルについて

制服サンプルを持参する場合は、審査当日**令和8年12月 21日(月)**に持参をお願いします。

12　企画提案書に記載する内容について

実施要領の内容を熟読のうえ、プレゼンテーション審査当日に提案・説明を行うこと。

必要に応じてデモンストレーションやサンプル品、写真等を用いながら説明することができる。

用紙の規格やページ数等の制限は設けないが、プレゼンテーション審査の説明時間内(14②にて後述)に提案が可能な範囲・内容となるようご留意すること。

13 提出書類等に係る注意事項

(1)提出書類に係る質疑照会等

提出書類の内容について、必要に応じて質疑照会、内容確認等を行うことがある。この場合、提出書類の内容等について虚偽の記載が判明した場合には、本プロポーザルへの参加申込みの受理を取り消す場合がある。

(2)提出書類の取扱い

ア 書類の提出後は、提出書類に記載された内容の追加及び変更は、原則として認めない。また、審査当日の資料の追加も認めない。

イ 提出書類は返却しないので、必要に応じて各自控えを保管すること。

ウ 提出書類は必要に応じて複製する場合がある。

エ 提出書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属するものとするが、参加自治体が本プロポーザルに係る報告、説明のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

オ 提出書類は営業上の秘密に該当する部分があることが考えられることから、原則公開しないものとするが、情報公開請求等の如何によっては、公開される可能性がある。そのため、企業秘密など公開されることにより不利益を被るおそれのある情報については、極力含まないようにするか、秘匿の必要性を付記する等適切な措置を講じること。

(3)参加を辞退する場合

参加申込書提出後に参加を辞退する場合には、様式6により参加辞退届を提出すること。

14 審査方法及び審査について

プレゼンテーション審査の結果、最も高い評価を受けた者を、優先交渉権者として選定する。プレゼンテーション実施の順番は、改めて連絡する。

(1)実施日時及び会場

日 時:令和8年12月 21日(月)

会 場:潮来市役所 3階 第一会議室 ※詳細等については別途連絡する。

受付及び控室:潮来市役所 2回 第一応接室

(2)プレゼンテーションについて

ア 提出書類を基に選定委員が理解しやすいよう簡潔に提案・説明すること。

イ 説明する際には、必要に応じてプロジェクター等を使用することも可能である。なお、使用を希望する場合は、審査当日に HDMI ケーブル等が接続可能なパソコンを持参すること。

ウ 参加者の説明人員は、本業務に直接関わる担当者を含めて3名までとする。

エ 開始前準備時間と説明時間を合わせて20分、質疑応答を5分、片付けを5分とする。

オ インターネット環境等が必要な場合は、参加者において用意すること。

(3)審査基準

No.	審査項目	評価内容	評点
1	提案力	主旨を理解し、明確かつ的確な提案	20
2	デザイン	デザインの特徴や独自性(他校との区別化)	15
3	機能性	機能性への評価	15
4	アフターフォロー	安定供給や販売店支援など	20
5	企業体制	取り組み姿勢や納入実績	20
6	価格等	標準的な概算価格	10

7	その他の提案	本業務への有益な追加提案	＋加点
プレゼンテーションによる審査　評点合計			100＋加点

(4)結果通知

ア　審査結果は、審査終了後に文書により通知する。通知方法は、参加申込書(様式1) に記載されたメールアドレス宛に通知書を送信し、通知書の原本は追って郵送する。

イ　審査の内容及び結果に関する異議申し立ては受け付けない。

15　実施に関する事項

(1)選定された事業者は、個別に協議を行い、必要な事項の確認及び調整を行った後、業務実施に向けた協議を行う。

(2)選定事業者が正当な理由なく辞退する場合は、次点の事業者に業務を依頼する協議を行うものとする。

16　その他

(1)本プロポーザルへの参加に要する一切の費用等は、参加者の負担となる。

(2)本プロポーザル参加に伴って知り得た情報は、許可なく外部に提供してはならない。

17　書類提出先、問合せ先等

〒311-2493　茨城県潮来市辻 626 番地　潮来市教育委員会　学校教育課　担当　泉、箕輪、植松

TEL:0299-63-1111　FAX:0299-62-3384　　Mail:ed-school@city.itako.lg.jp

様式第1号

プロポーザル参加申込書

令和　　年　　月　　日

潮来市教育委員会
教育長　塙　誠一　様

所在地
商号又は名称
代表者氏名

新制服事業者選定プロポーザルについて、参加の希望を表明します。なお、書類の記載事項及び当該業務における参加資格者の要件を満たしていることは事実と相違ないことを誓約します。

1. 事業者の概要

住所	
商号又は名称	
代表者氏名	

2. 連絡先等

部署名	
担当者名	
電話番号	
FAX 番号	
E-mail	

<裏面へ>

3. 参加資格について

入札参加資格の有無	有 ・ 無
指名停止の措置	有 ・ 無
地方自治法施行令167条の4	有 ・ 無
会社更生法に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法に基づく民事再生手続開始の申立て	有 ・ 無
過去5年以内における同種・類似業務の実績	有 ・ 無

※該当するものに「○」を記載すること。

様式第2号

誓 約 書

令和　　年　　月　　日

潮来市教育委員会
教育長　塙　誠一　様

所在地
商号又は名称
代表者氏名

当社が本プロポーザル業務の相手方となった場合は、品質の確保や納入期日の厳守に万全を期し、提案書と同様の対応を行い業務遂行に努めます。

また、取引事業者等へのしわ寄せをすることなく適正に対応致します。

様式第3号

業務実績確認書

1. 会社概要

商号又は名称	
所在地	
代表者氏名	
設立年月日	
資本金	
従業員数	
事業内容	
公的関連資格等取得状況	

2. 実績調書　※別紙添付可

No	業務名	発注者（自治体・学校等）	履行期間	業務概要
			年　月～ 年　月	
			年　月～ 年　月	
			年　月～ 年　月	
			年　月～ 年　月	
			年　月～ 年　月	

様式第4号

プロポーザルに関する質問書

令和　　年　　月　　日

潮来市教育委員会
教育長　塙　誠一　様

「新制服事業者選定プロポーザル」について、次のとおり質問致します。

所在地
商号又は名称
代表者氏名

No	質問事項

【連絡先担当者】

所属及び氏名	
電話番号	
FAX 番号	
E-mail	

様式第5号

プロポーザル参加辞退届

令和　　年　　月　　日

潮来市教育委員会
教育長　塙　誠一　様

所在地
商号又は名称
代表者氏名

「新制服事業者選定プロポーザル」の参加について辞退します。

【連絡先担当者】

所属及び氏名	
電話番号	
FAX 番号	
E-mail	